

特別養護老人ホーム知多共愛の里短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人共愛会が開設する特別養護老人ホーム知多共愛の里短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、管理栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム知多共愛の里短期入所生活介護事業所
(2) 所在地 知多市西巽ヶ丘二丁目 20 番地 3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合算)

- (1) 管理者(施設長) 常勤 1 名
施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。
- (2) 医師 1 名以上
医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。
- (3) 生活相談員 常勤 1 名以上

生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関する
と、苦情や相談等に関することとする。

(4) 介護職員・看護職員

介護職員又は看護職員 常勤換算方法で合計 34 人以上(常時 1 人以上, 常勤の介護職員
を配置する。また、昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上配置する。夜間及び
深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上配置する。)

介護職員の職務は、入居者の日常生活の介護・相談及び援助とする。

看護職員 常勤換算方法で 3 人以上(うち 1 人以上は常勤の者とする。)

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 管理栄養士 常勤 1 名以上

管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄
養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6) 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員へ
の指導などを行うこととする。

(7) 介護支援専門員 常勤 1 名以上

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作
成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事
業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(8) 事務員 1 名以上

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(9) 調理員 4 名以上

調理員の職務は、入居者に提供する食事の調理業務とする。して表記する。)

(利用定員)

第 5 条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

空床利用型 特別養護老人ホームの定員 100 名

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第 6 条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介
護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活
介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介
護保険負担割合証に記載された負担割合に応じて施設に支払われる施設介護サービス費の
額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(1) 入浴、排地、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 日常生活上の機能訓練

(3) 健康チェック

(4) 送迎

2 第 8 条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予

防短期入所生活介護に要した送迎の費用等が事前相談により発生する場合がある。

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

滞在費 ユニット型個室 2,066円(1日あたり)

食費 朝食 300円、 昼食 645円、夕食 500円

理美容代は、実費を徴収する。

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は予め定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、知多市、東海市、大府市、半田市、知多郡(離島は除く)名古屋市南区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
 - (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第 10 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に・避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第 11 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月
 - (2) 継続研修 年 2 回
- 2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。
- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的で開催する。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人共愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。